

国民年金保険料免除の申請

令和5年度国民年金保険料は月額16,520円です。

保険料の納付が困難な場合は、申請することで納付が免除される制度があります。経済的に納付が困難な人は、未納のままにせず、免除の申請をしてください。

なお、この申請をせず納め忘れがあったときは、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

免除の種類	保険料(月額)
全額免除	納付なし
4分の3免除(4分の1納付)	4,130円
半額免除(半額納付)	8,260円
4分の1免除(4分の3納付)	12,390円

※50歳未満の人のみ納付猶予制度があります

申請に必要なもの

- マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または、雇用保険被保険者離職票のコピー など

申請窓口

住民課 または
分庁総合窓口課

免除の対象となる期間

令和5年7月分から令和6年6月分までの期間

令和5年6月分以前の期間についても免除申請を受け付けています。
免除申請できる期間は、申請書が受理された月から数えて2年1か月前までです。

その他

免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の前年所得(1～6月に申請される場合は前々年所得)に応じて審査、決定されます。

問い合わせ先

住民課 ☎ 0859-68-3115 / 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111

対象者

以下のすべてを満たす人

1. 伯耆町に住所を有する人
2. がん治療を受けた人、または受けている人
3. 社会参加の促進または療養生活の質の向上を目的に、補助対象となる補整具を購入した人
4. 鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けている人

助成内容

- ・補助対象補整具の購入にかかった経費から県補助金を控除した額
- ・上限2万円(千円未満は切り捨て)

申請に必要なもの

1. 交付申請書兼実績報告書
2. 請求書
3. 鳥取県の補助金交付決定通知書の写し
4. 医療保険証の写し
5. 補助対象補整具の購入にかかる領収書の写し
6. 助成金振込先の通帳

申請期限

県の交付決定を受けた年度の3月31日まで

申請・問い合わせ先

健康対策課 健康増進室 ☎ 0859-68-5536

伯耆町がん患者の

社会参加応援事業助成金

鳥取県は、がん治療の化学療法・放射線治療による脱毛、手術療法による乳房切除した人を対象に、ウィッグ(かつら)や補整下着の購入費用を助成しています。

伯耆町では、この県の助成に上乗せして助成を行っています。対象者は申請をすることで助成を受けることができます。

